

改正長期優良住宅法施行令・施行規則、改正住宅品質確保法施行規則 及び関係告示

【新旧対象条文】

<政令>		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令【新旧】		…P1
<規則>		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則【新旧】		…P2
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則【新旧】		…P9
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則別記様式		…P17
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則別記様式		…P45
<告示>		
長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針【新旧】		…P58
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件(令和3年国交告第 1366 号)		…P66
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を定める件(令和3年国交告第 1367 号)		…P70

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）		
<p>第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。</p>		
地域又は区域	敷地面積の規模 （単位 平方メートル）	（新設）
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域</p>	一、〇〇〇	
<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p>	五〇〇	
<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域</p>	三〇〇	

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

改正後

(長期優良住宅建築等計画の認定の申請)			
<p>第二条 法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をしようとする者は、同条第一項から第三項までの規定による認定の申請にあつては第一号様式の、同条第四項又は第五項の規定による認定の申請にあつては第一号の二様式の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表一に掲げる図書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする場合においては、次の表二に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（第九条、第十六条第一項第九号並びに第十八条第二項及び第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。ただし、これらの申請に係る長期優良住宅建築等計画に於いて、その必要がないときは、これらの表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。</p>			
図書の種類	設計内容説明書	付近見取図	配置図
明示すべき事項	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物

改正前

(長期優良住宅建築等計画の認定の申請)			
<p>第二条 法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請をしようとする者は、第一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（以下「添付図書」と総称する。）を添えて、所管行政庁に提出するものとする。ただし、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に於いて、その必要がないときは、同表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。</p>			
図書の種類	設計内容説明書	付近見取図	配置図
明示すべき事項	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）

二面以上の立面図	床面積求積図	用途別床面積表		仕様書（仕上げ表を含む。）	
縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	用途別の床面積	用途別の床面積	部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別	との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置
			縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置		

基礎伏図	断面図又は矩計図	二面以上の立面図	床面積求積図	用途別床面積表	各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	
縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに	軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	用途別の床面積	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置	部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別	（）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置

付近見取図	図書の種類	一一	断面図又は矩計図	寸法及び位置
			縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項	一一	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
			各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
		一一	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
			各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
		一一	各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
			機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		一一	状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	床下換気孔の寸法

配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
用途別床面積表	用途別の床面積
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出
状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

2 前二項の表一又は表二の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表一又は表二に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

(長期優良住宅建築等計画の記載事項)

第三条 法第五条第六項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第五条第四項の長期優良住宅建築等計画にあつては、区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期

(維持保全の方法の基準)

第五条 法第六条第一項第五号イの国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

(法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 法第五条第四項の長期優良住宅建築等計画にあつては、区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の六月以内の変更

四 前三号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変

更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項)において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。

(変更の認定の通知)

第九条 法第八条第二項において準用する法第七条の規定による変更の認定の通知は、第四号様式による通知書に、前条の申請書の副本及びそ

(長期優良住宅建築等計画の記載事項)

第三条 法第五条第四項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(維持保全の方法の基準)

第五条 法第六条第一項第四号イの国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

(法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第七条 (略)

一・二 (略)

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変

更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項)において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。

(変更の認定の通知)

第九条 法第八条第二項において準用する法第七条の規定による変更の認定の通知は、第四号様式による通知書に前条の申請書の副本及びそ

その添付図書、第十一条第一項の申請書の副本又は第十三条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

(法第九条第三項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請)

第十二条 法第九条第三項の国土交通省令で定める事項は、区分所有住宅の管理者等の氏名又は名称とする。

第十三条 法第九条第三項の規定による法第八条第一項の変更の認定を申請しようとする者は、第六号様式による申請書の正本及び副本を所管行政庁に提出するものとする。

2 前項の申請は、区分所有住宅の管理者等が選任された日から三月以内に行うものとする。

(地位の承継の承認の申請)

第十四条 法第十条の承認を受けようとする者は、第七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ地位の承継の事実を証する書類(次条において「添付書類」という。)を添えて、所管行政庁に提出するものとする。

(地位の承継の承認の通知)

第十五条 所管行政庁は、法第十条の承認をしたときは、速やかに、第八号様式による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該承認を受けた者に通知するものとする。

(記録の作成及び保存)

第十六条 法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

- 一 法第五条第六項各号に掲げる事項
- 二 (略)

の添付図書又は第十一条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

(新設)

(新設)

(地位の承継の承認の申請)

第十二条 法第十条の承認を受けようとする者は、第六号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ地位の承継の事実を証する書類(次条において「添付書類」という。)を添えて、所管行政庁に提出するものとする。

(地位の承継の承認の通知)

第十三条 所管行政庁は、法第十条の承認をしたときは、速やかに、第七号様式による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該承認を受けた者に通知するものとする。

(記録の作成及び保存)

第十四条 法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

- 一 法第五条第四項各号に掲げる事項
- 二 (略)

<p>三 法第八条第一項の変更の認定（法第九条第一項又は第三項の規定による法第八条第一項の変更の認定を含む。第九号において同じ。）を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容</p> <p>四〇七（略）</p> <p>八 添付図書に明示すべき事項</p> <p>九 法第八条第一項の変更の認定を受けた場合は、第八条に規定する添付図書に明示すべき事項</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（区分所有住宅の管理者等が選任されるまでの期間）</p> <p>第十七条 法第十四条第一項第三号の国土交通省令で定める期間は、当該工事が完了した日から起算して一年とする。</p> <p>（許可申請書及び許可通知書の様式）</p> <p>第十八条 法第十八条第一項の許可を申請しようとする者は、第九号様式の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p> <p>2 特定行政庁は、法第十八条第一項の許可をしたときは、第十号様式の許可通知書に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 特定行政庁は、法第十八条第一項の許可をしないときは、第十一号様式の許可しない旨の通知書に、第一項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p>	<p>三 法第八条第二項において準用する法第六条第一項（法第九条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。第九号において同じ。）の規定による変更の認定を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容</p> <p>四〇七（略）</p> <p>八 第二条第一項に規定する添付図書に明示すべき事項</p> <p>九 法第八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による変更の認定を受けた場合は、第八条に規定する添付図書に明示すべき事項</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>三 法第八条第一項の変更の認定（法第九条第一項又は第三項の規定による法第八条第一項の変更の認定を含む。第九号において同じ。）を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容</p> <p>四〇七（略）</p> <p>八 添付図書に明示すべき事項</p> <p>九 法第八条第一項の変更の認定を受けた場合は、第八条に規定する添付図書に明示すべき事項</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（区分所有住宅の管理者等が選任されるまでの期間）</p> <p>第十七条 法第十四条第一項第三号の国土交通省令で定める期間は、当該工事が完了した日から起算して一年とする。</p> <p>（許可申請書及び許可通知書の様式）</p> <p>第十八条 法第十八条第一項の許可を申請しようとする者は、第九号様式の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p> <p>2 特定行政庁は、法第十八条第一項の許可をしたときは、第十号様式の許可通知書に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 特定行政庁は、法第十八条第一項の許可をしないときは、第十一号様式の許可しない旨の通知書に、第一項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p>	<p>三 法第八条第二項において準用する法第六条第一項（法第九条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。第九号において同じ。）の規定による変更の認定を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容</p> <p>四〇七（略）</p> <p>八 第二条第一項に規定する添付図書に明示すべき事項</p> <p>九 法第八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による変更の認定を受けた場合は、第八条に規定する添付図書に明示すべき事項</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 住宅性能評価</p> <p>第一節 住宅性能評価（第一条―<u>第七条の四</u>）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第二章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（長期使用構造等であることの確認の申請）</p> <p><u>第七条の二</u> 法第六条の二第一項の規定による求めをしようとする者は、別記第十一号の二様式の確認申請書（第七条の四第一項第一号に規定する確認書又は法第六条の二第五項の住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る確認（以下この項において「変更確認」という。）にあつては第一面を別記第十一号の三様式としたものとする。以下単に「確認申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、同条第三項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更確認にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。</p> <p>2 第三条第七項の規定は、確認申請書及びその添付図書の受理について準用する。</p> <p><u>第七条の三</u> 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「を添えて」とあるのは「及び法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交</p>	<p>目次</p> <p>第一章 住宅性能評価</p> <p>第一節 住宅性能評価（第一条―<u>第七条</u>）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第二章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

通大臣が定めるものを添えて」とする。

(確認書の交付等)

第七条の四 法第六条の二第三項の規定による確認書の交付は、次の各

号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに確認申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならない。

一 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した場合 別記第十一号の様式による確認書

二 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等でないことを確認した場合 別記第十一号の様式による確認書

2 登録住宅性能評価機関から確認書を交付された者は、確認書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、確認書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。

(登録住宅性能評価機関に係る事項の変更の届出)

第十二条 登録住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定により法第九条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四号様式の登録住宅性能評価機関変更届出書に第八条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録住宅性能評価機関に係る登録の更新)

第十三条 登録住宅性能評価機関は、法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第十五号様式の登録住宅性能評価機関登録更新申請書に第八条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

(登録住宅性能評価機関に係る事項の変更の届出)

第十二条 登録住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定により法第九条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四号様式の登録住宅性能評価機関変更届出書に第八条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録住宅性能評価機関に係る登録の更新)

第十三条 登録住宅性能評価機関は、法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第十五号様式の登録住宅性能評価機関登録更新申請書に第八条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 (略)

(評価の業務の実施基準)

第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 法第六条の二第三項及び第四項の規定による確認は、評価員(次の表の各号の上欄に掲げる確認を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の下欄に掲げる者に該当するものに限る。)が、確認申請書及びその添付図書をもって行うこと。

確認を行う住宅	評価員
一 法第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者
二 法第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の下欄に掲げる者又は建築士法(昭和二十五年法律二百二号)第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者
三 法第七条第二項第三号に掲げる住宅	前号の下欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録住宅性能評価機関が評価の申請又は法第六条の二第一項の規

(評価の業務の実施基準)

第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

(新設)

二 登録住宅性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場

定による求めを自ら行った場合その他の場合であつて、評価の業務

(法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認の業務を含む。

第六号、次条第三項及び第四項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第一項において同じ。)の公正な実施に支障を及ぼすお

それがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る住宅性能評価又は法第六条の二第三項若しくは第四

項の規定による確認を行わないこと。

四〇六 (略)

(評価業務規程)

第十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 住宅性能評価及び法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四〇四 (略)

4 (略)

(揭示の記載事項及び様式)

第十七条 (略)

一〇七 (略)

八 その事務所が住宅性能評価を行う区域

九 法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合にあっては、確認を行う住宅の種類

十 法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合にあっては、その事務所が確認を行う区域

2 (略)

(帳簿)

合であつて、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る住宅性能評価を行わないこと。

三〇五 (略)

(評価業務規程)

第十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 住宅性能評価を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四〇四 (略)

4 (略)

(揭示の記載事項及び様式)

第十七条 (略)

一〇七 (略)

八 その事務所が業務を行う区域

(新設)

(新設)

2 (略)

(帳簿)

第二十条 (略)

一 (略)

二 法第六条の二第一項の規定による確認の求めを受けた年月日

三 (略)

四 住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号(第十二号及び第十三号を除く。)に掲げるもの及び法第六条の二第四項の規定による確認の結果

五 確認書に記載した事項のうち、次に掲げるもの

イ 申請者の氏名又は名称

ロ 確認を行った住宅の所在地及び名称

ハ 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造

ニ 確認を行った住宅の建設工事の種別

ホ 確認を行った評価員の氏名

ヘ 確認書の交付番号

ト 確認書を交付した年月日

チ 法第六条の二第三項の規定による確認の結果

六・七 (略)

2・3 (略)

(書類の保存)

第二十一条 法第十九条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定めるものとする。

一 三 (略)

四 法第六条の二第三項の規定による確認 確認申請書、その添付図書及び確認書の写し

2 (略)

3 登録住宅性能評価機関は、第一項各号に掲げる書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。)を、設計住宅性能評価に要した

第二十条 (略)

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号(第十二号及び第十三号を除く。)に掲げるもの

(新設)

四・五 (略)

2・3 (略)

(書類の保存)

第二十一条 法第十九条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅性能評価に依り、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 三 (略)

(新設)

2 (略)

3 登録住宅性能評価機関は、第一項各号に掲げる書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。)を、設計住宅性能評価に要した

もの（当該登録住宅性能評価機関が行った建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。）にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価書を交付した日から二十年間、法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認に要したものと及び確認書の写しにあつては確認書又は住宅性能評価書を交付した日から五年間、保存しなければならない。

（業務の廃止等に係る書類の引継ぎ）

第二十三条 登録住宅性能評価機関は、法第二十三条第一項の規定により評価の業務の全部を廃止したとき又は法第二十四条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、当該業務に係る帳簿及び書類を住宅紛争処理支援センターに引き継がなければならない。

（登録講習機関に係る事項の変更の届出）

第二十七条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十条第二項の規定により法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2
（略）

もの（当該登録住宅性能評価機関が行った建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。）にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価書を交付した日から二十年間、保存しなければならない。

（業務の廃止等に係る書類の引継ぎ）

第二十三条 登録住宅性能評価機関は、法第二十三条第一項の規定により評価の業務の全部を廃止したとき又は法第二十四条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、帳簿及び書類を住宅紛争処理支援センターに引き継がなければならない。

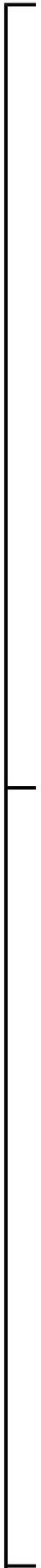
（登録講習機関に係る事項の変更の届出）

第二十七条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十条第二項の規定により法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2
（略）



附 則

この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条〔第1項、第2項、第3項〕の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】 階 m ² 階 m ² 【共同住宅等の場合：住戸の数】 建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【7. 建築物の高さ等】	【最高の高さ】 【最高の軒の高さ】 【階数】 (地上) 階 (地下) 階
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
4. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

5. 譲受人の決定の予定時期 年 月

(注意)

1. 3欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第4項）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 申請者（法第5条第4項に基づく申請にあつては、区分所有住宅分譲事業者、同条第5項に基づく申請にあつては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	
【住戸の数】	建築物全体 戸
	認定申請対象住戸 戸
【7. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上) 階 (地下) 階
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【10. 確認の特例】	
法第6条第2項の規定による申出の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式)若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る建築物の住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
2. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期 年 月

(注意)

1. 3欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認 定 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築)

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) (確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建 築 主 事 の 氏 名)

殿

所 管 行 政 庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 法第5条第4項又は第5項に基づく申請にあつては、認定対象住戸番号
6. 工事種別

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

変更認定申請書
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
2. 申請者（法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第四号様式（第九条関係）（日本産業規格A列4番）

変更認定通知書
(新築 / 増築・改築)

認定番号 第 年 月 日 号

(※) (確認番号 第 年 月 日 号)
(確認年月日 年 月 日)
(建築主事の氏名)

殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 認定に係る住宅の構造
6. 当初認定時の工事種別

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

第五号様式（第十一条関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

変更認定申請書
（新築／増築・改築）

年 月 日

所管行政庁 殿

分譲事業者 住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人 住所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限ります。）以外の住宅をいいます。
2. 一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請にあたっては、第一面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこの面の作成を省略することができます。

(第二面)

1. 建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

--

2. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

(注意)

1. ①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、①、②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

3. 法第5条第2項の規定による認定を受けようとする住宅の維持保全を行う者

- ① 維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項に規定する法人が行う場合、当該団体又は法人の名称

--

- ② 譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

（第一面）

変更認定申請書
（新築 / 増築・改築）

年 月 日

所管行政庁 殿

区分所有住宅 住 所 又 は
分譲事業者 主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
区分所有住宅 住 所 又 は
の管理者等 主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

区分所有住宅分譲事業者又は区分所有住宅の管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

1. 建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

--

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載ください。

2. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

(注意)

- ①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
- ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
- ①、②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

3. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

承 認 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 申請時における認定計画実施者の氏名
6. 地位の承継が生じた原因

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第八号様式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

承認通知書
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき申請のあった地位の承継について承認したので、通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 当初認定時の工事種別

第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格A列4番）

許可申請書
（第一面）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 殿

年 月 日
申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄				
※受付欄	※消防関係 同意欄	※建築審査会 同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】

(1) () () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】

() () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】

(1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】

(区分)

【8. 工事種別】 新築 増築 改築

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】 () () ()
【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】 () () ()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () ()
【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
() () ()
【ル. 住宅の部分】 () () ()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () ()
【ワ. 延べ面積】
【カ. 容積率】

【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別】 新築 増築 改築

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

() () () () ()

() () () () ()

() () () () ()

() () () () ()

() () () () ()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法(昭和25年法律201号)第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同

条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の

部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。
- ⑰ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

第十号様式（第十八条関係）

許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律 18 条第 2 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 92 条の 2 の規定により許可に付す条件）

（注意） この通知書は、大切に保存しておくこと。

第十一号様式（第十八条関係）

許可しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

（理由）

第四号様式（第三条関係）

設計住宅性能評価申請書

（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、設計住宅性能評価を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(第二面)

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【4. 設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 要 否

【7. 備考】

(第三面)

建築物に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分未設定)

準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. 敷地面積】

【5. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等

【6. 建築面積】

【7. 延べ面積】

【8. 住戸の数】

【建物全体】

【評価対象住戸】

【9. 建築物の高さ等】

【最高の高さ】

【最高の軒の高さ】

【階数】 地上 ()

地下 ()

【構造】 造 一部 造

【10. 利用関係】 持家 賃貸 給与住宅 分譲住宅

【11. その他必要な事項】

【12. 備考】

住戸に関する事項

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 専用部分の床面積等】

【居室部分の面積】

【バルコニー等専用使用部分の面積】

【専用部分の床面積】

【4. 当該住戸への経路】

【共用階段】 無 有

【共用廊下】 無 有

【エレベーター】 無 有

【5. 界壁・界床の有無】

【界壁の有無】 無 有

【界床の有無】 無 有 (上階 下階)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄には代表者となる申請者のみについて記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入してください。
- ③ 建築主が2以上のときは、3欄には代表となる建築主のみについて記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④ 4欄の郵便番号、所在地及び電話番号には、設計者が建築士事務所に属しているときはそれぞれ建築士事務所のを、設計者が建築士事務所に属していないときはそれぞれ設計者のもの（所在地は住所とします。）を書いてください。
- ⑤ 5欄は、必須評価事項以外で設計住宅性能評価を希望する性能表示事項を記入してください。
- ⑥ 6欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、7欄に工事の着手予定年月日及び認定申請予定年月日について記載してください。

4. 第三面関係

- ① 1欄は、地名地番と併せて住居表示が定まっているときは、当該住居表示を括弧書きで併記して下さい。
- ② 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 7欄は、第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、各階の床面積を併せて記載してください。
- ⑤ 10欄の「利用関係」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、利用関係が未定のときは、予定する利用関係としてください。また、「持家」、「貸家」、「給与住宅」、「分譲住宅」とは、次のとおりです。
 - イ. 持家 建築主が自ら居住する目的で建築する住宅
 - ロ. 貸家 建築主が賃貸する目的で建築する住宅
 - ハ. 給与住宅 会社、官公署等がその社員、職員等を居住させる目的で建築する住宅

ニ. 分譲住宅 建売り又は分譲の目的で建築する住宅

- ⑥ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、11 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 変更設計住宅性能評価に係る申請の際は、12 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① 1 欄は、住戸の数が1のときは「1」と記入し、住戸の数が2以上のときは、申請住戸ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ② 4 欄及び5 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、6 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ④ 変更設計住宅性能評価に係る申請の際は、7 欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
 - 2 第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。
 - 3 共同住宅等に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、第四面を申請に係る住戸ごとに作成した場合、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。

第十一号の二様式（第七条の二関係）

確認申請書
（新築／増築・改築）
（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、本申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

（注意）

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。
3. 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
4. ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(第二面)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】 階 m ² 階 m ² 【共同住宅等の場合：住戸の数】 建築物全体 戸 申請対象住戸 戸
【7. 建築物の高さ等】	【最高の高さ】 【最高の軒の高さ】 【階数】 (地上) 階 (地下) 階
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【10. 建築に関する工事の着手の予定年月日】	年 月 日
【11. 認定申請予定日】	年 月 日

(注意)

- 【3. 工事種別】及び【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【11. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請予定日を記載してください。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
2. この面は、申請対象住戸について作成してください。
3. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。
4. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
5. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第十一号の三様式（第七条の二関係）

変更確認申請書
（新築／増築・改築）
（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、変更確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】

1. 確認書又は住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 確認書又は住宅性能評価書交付年月日 年 月 日
3. 確認書又は住宅性能評価書交付者
4. 確認又は住宅性能評価に係る住宅の位置
5. 当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

（注意）

- ① この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- ② 【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】については、「確認書」又は「住宅性能評価書」の該当するいずれかを○で囲んでください。
- ③ 数字は算用数字を用いてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による
長期使用構造等である旨の確認書
(新築／増築・改築)

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 確認を行った住宅の所在地及び名称
2. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
3. 工事種別
4. 確認を行った評価員の氏名
5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積（当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積）
6. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注意) この確認書は、大切に保存しておいてください。

第十一号の五様式（第七条の四条関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等でない旨の確認書

（新築／増築・改築）

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等でないことを確認しました。

記

1. 確認を行った住宅の所在地及び名称
2. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
3. 工事種別
4. 確認を行った評価員の氏名

（理由）

第二十三号様式（第十七条関係）

機関票（1）（確認の業務を行う場合）

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票	
この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	
確認を行う住宅の種類	
確認を行う区域	

40cm 以上

50cm 以上

機関票（2）（確認の業務を行わない場合）

確認の業務を行わない場合における登録住宅性能評価機関票	
この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	

40cm 以上

45cm 以上

- 備考 1 確認を行う機関にあつては機関票1を、確認を行わない機関にあつては機関票2を掲示してください。
- 2 確認の業務とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定による確認をいいます。

改正後	改正前
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針 (略)</p> <p>一 長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項</p> <p>1 背景及び必要性</p> <p>少子高齢化の急速な進展や環境問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に伴い、住宅の「量」の確保だけでなく、住宅及び居住環境の「質」の向上が求められているところである。今後の住宅政策においては、住生活基本法に定められた基本理念に基づき、住生活基本計画（全国計画）（令和三年三月十九日閣議決定）に掲げた目標の実現に向け、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」の向上を図り、良質なストックを将来世代へ承継するための政策に転換することとしている。特に、住宅は国民の経済活動や社会生活の基盤であり、長期にわたる住生活の安定及び向上を実現する上で不可欠である貴重な資産であることから、良質な住宅ストックの形成を図り、その長期使用の促進を図ることは重要な課題となっている。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期優良住宅の普及の促進を図ることの重要性</p> <p>長期優良住宅の普及を促進することにより、住宅ストックの資産価値の向上をもたらし、次のような種々のメリットを生み出すこととなる。</p> <p>(1) 環境負荷の低減等</p> <p>今後急速に世界の人口が増加し、途上国の経済が成長することが想定される中で、資源の枯渇とともに地球環境問題が深刻な課題になると指摘されている。このため、我が国においては、つく</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針 (略)</p> <p>一 長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項</p> <p>1 背景及び必要性</p> <p>少子高齢化の急速な進展や環境問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に伴い、住宅の「量」の確保だけでなく、住宅及び居住環境の「質」の向上が求められているところである。今後の住宅政策においては、住生活基本法に定められた基本理念に基づき、住生活基本計画（全国計画）（平成十八年九月十九日閣議決定）に掲げた目標の実現に向け、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」の向上を図り、良質なストックを将来世代へ承継するための政策に転換することとしている。特に、住宅は国民の経済活動や社会生活の基盤であり、長期にわたる住生活の安定及び向上を実現する上で不可欠である貴重な資産であることから、良質な住宅ストックの形成を図り、その長期使用の促進を図ることは重要な課題となっている。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期優良住宅の普及の促進を図ることの重要性</p> <p>長期優良住宅の普及を促進することにより、住宅ストックの資産価値の向上をもたらし、次のような種々のメリットを生み出すこととなる。</p> <p>(1) 環境負荷の低減等</p> <p>今後急速に世界の人口が増加し、途上国の経済が成長することが想定される中で、資源の枯渇とともに地球環境問題が深刻な課題になると指摘されている。このため、我が国においては、つく</p>

つたものを世代を超えて長持ちさせて大切に使い、資源の有効利用や地球温暖化防止を図ることにより「持続可能社会」へと転換するための取組を進めている。

その中で、良質な住宅ストックを形成して次世代に引き継ぐことは、将来の世代の暮らしを豊かにしつつ、地球環境を保全することにつながる事となる。

また、我が国の滅失住宅の平均築後年数は欧米諸国に比べて短い状況にあり、建築関連の産業廃棄物は量及び建設廃棄物に占める割合とも増大している。住宅関連の産業廃棄物は建築関連の産業廃棄物の約半数を占めており、産業廃棄物の最終処分場の残余年数がひっ迫している現状及び我が国における二十五十年までの脱炭素社会の実現が求められている状況をかんがみれば、その排出量と最終処分量の削減、とりわけ有機性廃棄物である木材の直接最終処分量の削減は緊急の課題である。

こうした深刻な課題を抱えている状況においては、住宅を長期間にわたり使用して建替えを減らすことは、環境負荷の低減に大きく貢献するものである。

さらに、森林吸収源対策としての地域材の利用などにより、地域経済を支えつつ、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に寄与することが可能である。

二 長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項

1 (略)

2 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策

- (2) (1) (略)
- (2) 建築段階における施策

① 長期優良住宅建築等計画の認定制度の意義
長期優良住宅の建築を促進するためには、先導的な取組に対

つたものを世代を超えて長持ちさせて大切に使い、資源の有効利用や地球温暖化防止を図ることにより「持続可能社会」へと転換するための取組を進めている。

その中で、良質な住宅ストックを形成して次世代に引き継ぐことは、将来の世代の暮らしを豊かにしつつ、地球環境を保全することにつながる事となる。

また、我が国の滅失住宅の平均築後年数は欧米諸国に比べて短い状況にあり、近年、建設廃棄物の排出量は減少している一方で、建築関連の産業廃棄物は量及び割合とも増大している。住宅関連の産業廃棄物は建築関連の産業廃棄物の半数以上を占めており、産業廃棄物の最終処分場の残余年数がひっ迫している現状にかんがみれば、その排出量と最終処分量の削減は緊急の課題である。

こうした深刻な課題を抱えている状況においては、住宅を長期間にわたり使用して建替えを減らすことは、環境負荷の低減に大きく貢献するものである。

さらに、森林吸収源対策としての地域材利用など地域建材を利用することにより、二酸化炭素の排出抑制や地域の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に寄与することが可能である。

二 長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項

1 (略)

2 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策

- (2) (1) (略)
- (2) 建築段階における施策

① 長期優良住宅建築等計画の認定制度の意義
長期優良住宅の建築を促進するためには、先導的な取組に対

してインセンティブを付与し、その普及を図る必要がある。そのため、長期優良住宅建築等計画の認定制度を活用し、長期優良住宅の建築、維持保全及び流通を図るよう配慮することとする。また、認定を受けた計画に基づく建築に係る住宅に関する各種の特例措置は、維持保全が適切になされ将来にわたり認定長期優良住宅であることを前提に講じられていることを踏まえ、建築主等に対して適切な維持保全の必要性について、周知徹底を図ることが重要である。

② 長期優良住宅の建築及び取得時の負担の軽減

長期優良住宅は、一般的な住宅と比較して建築に係る費用がある程度高くなることが見込まれる。長期優良住宅の建築及び取得を促進するためには、新たな社会モデルへの変革を先導する公共性を有する投資に対するインセンティブを付与することが必要である。このため、長期優良住宅について住宅ローンの金利を優遇するとともに、償還期間を延長し毎月の返済額を引き下げる住宅ローンの普及を図りつつ、担保となる住宅以外に支払いの責任が遡及しない非遡及型ローン（ノンリコース・ローン）が提供される仕組みの構築・普及や各種支援措置の実施を図るよう努めることとする。

(3) 維持保全段階における施策

① (略)

② 住宅のリフォームへの支援

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、内装や設備等について、社会的な要請やライフサイクルの変化等に応じたリフォームを行い、住宅の陳腐化を防止する必要がある。また、資産価値の維持及び向上を図る面からも、適時適切なリフォームの実施が求められる。このため、健全なリフォーム市場を整備することが重要であり、住宅リフォーム事業者団体登録制度の運用を含めたリフォーム事業者に関する情報

してインセンティブを付与し、その普及を図る必要がある。そのため、長期優良住宅建築等計画の認定制度を活用し、長期優良住宅の建築、維持保全及び流通を図るよう配慮することとする。

② 長期優良住宅の建築及び取得時の負担の軽減

長期優良住宅は、一般的な住宅と比較して建築に係る費用がある程度高くなることが見込まれる。長期優良住宅の建築及び取得を促進するためには、新たな社会モデルへの変革を先導する公共性を有する投資に対するインセンティブを付与することが必要である。このため、償還期間を延長し毎月の返済額の下げを図り、担保となる住宅以外にも支払いの責任が遡及しない非遡及型ローン（ノンリコース・ローン）が提供される仕組みの構築や各種支援措置の実施を図るよう努めることとする。

(3) 維持保全段階における施策

① (略)

② 住宅のリフォームへの支援

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、内装や設備等について、社会的な要請やライフサイクルの変化等に応じたリフォームを行い、住宅の陳腐化を防止する必要がある。また、資産価値の維持及び向上を図る面からも、適時適切なリフォームの実施が求められる。このため、健全なリフォーム市場を整備することが重要であり、リフォーム事業者に関する情報提供や相談体制を充実するよう努めることとする。

提供や相談体制を充実するよう努めることとする。また、高齢者居住安定基金により、リフォームの資金調達が困難な高齢者等に対する債務保証が活用されるよう配慮することとする。

③ 住宅の管理体制の整備

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、設計や建築の段階から必要な維持保全に関する計画を作成するとともに、住宅を適切に管理するための体制を整備するよう努めることとする。

マンションについては、適切な維持保全を促進するため、管理組合方式に加え、専門的な知識及び経験を有する者が責任を持って維持保全を実施するための施策を実施してきた。これにより、第三者による長期修繕計画の作成の支援や大規模修繕等の円滑な実施が期待され、引き続き外部専門家の活用促進に努めることとする。

④ 資産としての住宅の活用

住宅の資産価値の適正な評価を前提とした場合、その資産価値を活用して融資する仕組みを構築することで高齢者が多様な生活設計を行うことを可能とするため、死亡時に住宅を処分して一括返済するリバース・モーゲージの普及に努めることとする。

さらに、一個人の生涯を大きく超える長期にわたり住宅が使用される新たな社会においては、戸建て住宅等においても、従来のように個人が維持保全を行うのではなく、新たなビジネスモデルが創出されることも想定される。

(4) 流通段階における施策等

① 既存住宅の流通の促進

市場重視・ストック重視の住宅政策を展開するためには、住宅の質が適切に評価され、適切な価格で安心して既存住宅を取引することができる流通市場の形成を図ることが必要である。

また、リフォームの資金調達が困難な高齢者等に対する高齢者居住支援センターによる債務保証が活用されるよう配慮することとする。

③ 住宅の管理体制の整備

長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、設計や建築の段階から必要な維持保全に関する計画を作成するとともに、住宅を適切に管理するための体制を整備するよう努めることとする。

マンションについては、適切な維持保全を促進するため、現行の管理組合方式に加え、専門的な知識及び経験を有する者が責任を持って維持保全を実施する仕組みを検討することとする。また、第三者が長期修繕計画の作成の支援等を行う仕組みや大規模修繕等を円滑に行う仕組みを構築するよう配慮することとする。

④ 資産としての住宅の活用

住宅の資産価値の適正な評価を前提とした場合、その資産価値を活用して融資する仕組みを構築することで高齢者が多様な生活設計を行うことを可能とするため、死亡時に住宅を処分して一括返済するリバース・モーゲージが提供される仕組みを構築するよう努めることとする。

さらに、一個人の生涯を大きく超える長期にわたり住宅が使用される新たな社会においては、戸建て住宅等においても、従来のように個人が維持保全を行うのではなく、新たなビジネスモデルが創出されることも想定される。

(4) 流通段階における施策等

① 既存住宅の流通の促進

市場重視・ストック重視の住宅政策を展開するためには、住宅の質が適切に評価され、適切な価格で安心して既存住宅を取引することができる流通市場の形成を図ることが必要である。

そのため、国民が円滑に利用できる適正な評価の仕組みを構築し、既存住宅を含め、適切に維持保全が行われた住宅の資産価値が適正に評価される市場環境を整備するよう配慮することとする。

また、既存住宅の取得時にリフォームを行う場合は、取得に対する融資限度額にリフォームに係る費用を上乗せするなど、住宅の質や資産価値の維持及び向上を図るための施策を講ずることが必要であり、高年齢者居住安定基金により、リフォームの資金調達が困難な高齢者等に対する債務保証を活用することが重要である。

さらに、住宅の資産価値の維持及び向上を踏まえ、住宅を売却する際に売主の住宅ローンが買主に承継され、金利上昇局面において、従来の低金利をそのまま利用できる債務承継型ローン（アシューマブル・ローン）の普及に努めることとする。

②④（略）

⑤⑥（略）

(7) (5) 研究開発の推進

長期優良住宅の普及を促進するため、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、住宅の構法、材料、施工技術の開発及び維持保全技術の開発や支援を行うとともに、その成果の普及に努めることとする。併せて、交換された部材や設備の再利用を進めて住宅関連の産業廃棄物を減少させるための研究開発や成果の普及を図るよう努めることとする。

三 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項

1③（略）

4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項

法第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域にお

そのため、国民が円滑に利用できる適正な評価の仕組みを構築し、既存住宅を含め、適切に維持保全が行われた住宅の資産価値が適正に評価される市場環境を整備するよう配慮することとする。

また、既存住宅の取得時にリフォームを行う場合は、取得に対する融資限度額にリフォームに係る費用を上乗せするなど、住宅の質や資産価値の維持及び向上を図るための施策を講ずることが必要であり、リフォームの資金調達が困難な高齢者等に対する高年齢者居住支援センターによる債務保証を活用することが重要である。

さらに、住宅の資産価値の維持及び向上を踏まえ、新たな住宅金融（住宅を売却する際に売主の住宅ローンが買主に承継され、金利上昇局面において、従来の低金利をそのまま利用できる債務承継型ローン（アシューマブル・ローン）の実現を図るよう努めることとする。

②④（略）

⑤⑥（略）

(7) (5) 研究開発の推進

長期優良住宅の普及を促進するため、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術を含め、住宅の構法、材料、施工技術の開発及び維持保全技術の開発や支援を行うとともに、その成果の普及に努めることとする。併せて、交換された部材や設備の再利用を進めて住宅関連の産業廃棄物を減少させるための研究開発や成果の普及を図るよう努めることとする。

三 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項

1③（略）

4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項

法第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域にお

る居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」については、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成することを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかの観点から判断される。

このため、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅（以下「認定申請対象住宅」という。）が、例えば都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画、建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第六十九条に規定する建築協定、景観法第八十一条第一項に規定する景観協定、条例による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に関する制限の内容に適合していない場合、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内その他の住宅の建築制限のある区域内にある場合には、認定は行わないことを基本とする。こうした認定に関する事務において地域における居住環境の維持及び向上に関し、関係部局間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における居住環境の維持及び向上に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。

5

自然災害による被害の発生又は軽減への配慮に係る事項
法第六条第一項第四号の「自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること」については、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用していくため、その立地する地域において想定される自然災害のリスクに対する配慮がされているかどうかの観点から判断される。

このため、次のとおり、地域の実情を踏まえ、自然災害のリスクに応じて所管行政庁の判断で、認定を行わない又は自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮のために必要な措置等を講じている場合に認定を行うこととする。

① 認定申請対象住宅が、例えば、地すべり等防止法（昭和三十三年

る居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」については、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成することを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかの観点から判断される。

このため、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、例えば都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画、建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第六十九条に規定する建築協定、景観法第八十一条第一項に規定する景観協定、条例による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に関する制限の内容に適合していない場合、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内その他の住宅の建築制限のある区域内にある場合には、認定は行わないことを基本とする。こうした認定に関する事務において地域における居住環境の維持及び向上に関し、関係部局間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における居住環境の維持及び向上に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。

（新設）

年法律第三十号) 第三条第一項に規定する地すべり防止区域内、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「土砂法」という。) 第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内にある場合には、認定を行わないことを基本とする。

② 認定申請対象住宅が、例えば、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域内、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号。以下「津波法」という。) 第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域内、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号) 第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域内にある場合には、自然災害のリスクに応じて所管行政庁の判断で、認定を行わない又は認定にあたって必要な措置等を講じている場合に認定を行うことが考えられる。

③ 認定申請対象住宅が、例えば、水防法(昭和二十四年法律第九十三号) 第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域内、同法第十四条の二第二項に規定する雨水出水浸水想定区域内、同法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域内、土砂法第七条第一項に規定する土砂災害警戒区域内、津波法第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域内その他自然災害のリスクが想定される区域(①及び②に掲げる区域を除く。)内にある場合には、認定にあたって、必要な措置等を講じている場合に認定を行うことが考えられる。

四 こうした認定に関する事務において、関係部局間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。その他長期優良住宅の普及の促進に関する重要事項

四 その他長期優良住宅の普及の促進に関する重要事項

<p>1・2 (略)</p> <p>3 国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及への配慮に係る事項 国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及を図られるよう配慮する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及への配慮に係る事項 国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の適切な利用が確保されることにより我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及を図られるよう配慮する。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件（令和三年国土交通省告示第千三百六十六号）

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、次の表一の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の6(3)②の基準に適合しようとする）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの）とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。

一

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類、寸法及び取付方法

各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
状況調査書（増築又は改築し	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

<p>ようとする住宅について法第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合)</p>	
<p>二 図書の種類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>配置図</p>	<p>空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置</p>
<p>仕様書（仕上げ表を含む。）</p>	<p>エネルギー消費性能向上設備の種類</p>
<p>各階平面図</p>	<p>各室の名称、用途及び寸法並びに設備の位置</p>
<p>用途別床面積表</p>	<p>用途別の床面積</p>
<p>二面以上の立面図</p>	<p>外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置</p>

機器表

エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

第二 第一の表一又は表二の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要なものではないものとする。

第四 規則第七条の二第一項に規定する変更確認をしようとする場合にあつては、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、第一の表一及び表二の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る法第六条の二第五項の確認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれらの写しとする。

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令（令和三年国土交通省令第六十七号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を定める件（令和三年国土交通省告示第千三百六十七号）

第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の三の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該図書においては同表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類、寸法及び取付方法
各階平面図	点検口の位置
断面図又は矩計図	縮尺、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

第二 第一の表の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 第二の場合において、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、第一の規定にかかわらず、当該図書は、法第六条の二第四項の規定による確認のために必要なものではないものとする。

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備等に関する省令（令和三年国土交通省令第六十七号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

